| No. | キーワード | Q／A | 質問及び回答 |
|---|---|---|---|
| 1 | 申込 | Q | 「通年利用」と「長期休業期間のみの利用」の両方に申し込んでもいいですか？ |
| | | A | どちらか一方のみで申し込みをしてください。（放課後児童クラブのしおりP.2「対象児童と保護者要件について」の要件を満たすすべての方を受け入れ予定です。） |
| 2 | 申込 | Q | 今の時点で就労の保護者要件を満たしていませんが、4/1からは満たす予定です。申込はできますか？ |
| | | A | 申し込み時点で保護者要件を満たしていない就労状況であっても、入所日時点で保護者要件を満たす予定であれば申し込み可能です。ただし、就労証明書にその旨がわかる内容の記載がある場合に限ります。 |
| | | | （例1）申し込み時点では仕事をしていないが、4/1から月20日の就労をする予定で、内定が出ている場合<br>⇒就労先の会社から4/1から月20日の就労予定の就労証明書の発行があれば申し込み可能です。就労を開始したら速やかに、就労開始日以降に発行された就労証明書の提出をお願いします。<br><br>（例2）申し込み時点では月10日、月50時間の仕事をしているが、4/1からは月15日、月75時の仕事に契約変更する予定の場合<br>⇒就労証明書の備考欄等に、4/1からは月15日、月75時間に就労変更する予定等の記載があれば申込可能です。就労変更をしたら速やかに、就労変更日以降に発行された就労証明書の提出をお願いします。 |
| 3 | 就労証明 | Q | 75歳の祖父、65歳の祖母、母、小学2年生のこどもの4人で暮らしています。父は単身赴任で、他県で生活をしています。この場合、就労証明書等の保育の必要性を確認できる書類は、誰の分を提出すればよいですか？ |
| | | A | 父母の2人分を提出してください。 |
| 4 | 利用区分の | Q | 利用区分の変更（通年⇒長期休業期間のみor長期休業期間のみ⇒通年）はできますか？ |
| | | A | 申込期間中　　⇒学校教育課へ連絡相談してください。（9時～17時） |
| | | | 申込期間終了後⇒利用区分の変更をすることはできません。変更したい場合は、一度取下げ又は退所してから、再度申請をしてください。（取下届（入所決定前～入所日前まで）又は退所届（入所日以降）を提出） |
| 5 | 利用区分の変更 | Q | 長期休業期間の利用区分の変更（例：夏季休業のみ利用⇒夏季休業・冬季休業の利用、学年始休業・夏季休業・冬季休業・学年末休業の利用⇒夏季休業のみ利用）はできますか？ |
| | | A | 申込期間中　　⇒学校教育課へ連絡相談してください。（9時～17時） |
| | | | 申込期間終了後⇒長期休業期間の利用区分の変更をすることはできません。変更したい場合は、一度取下げ又は退所してから、再度申請をしてください。（取下届（入所決定前～入所日前まで）又は退所届（入所日以降）を提出） |
| 6 | 利用区分の変更 | Q | 長期休業期間のみ（学年始・夏季休業・冬季休業・学年末の利用）の申し込みをしましたが、8月の利用が必要なくなったので、夏季休業期間中の7月31日付けで退所したいのですが、可能ですか？ |
| | | A | 原則、期間中を通じての入所となりますが、児童クラブの利用が不要になった場合は途中で退所することができますので、退所届を提出してください。退所届が提出される日の属する月まで保護者負担金は発生します。（日割計算はありません）。<br>　また、一度退所されますと、退所日以降の長期休業日の利用予定も併せて利用取り消しとなりますので、利用が必要になった場合は、再度申請をしてください。<br>（例）長期休業のみ（学年始・夏季休業・冬季休業・学年末）で申込みをしたが、7/31を退所日とした退所届を提出した場合、8/1～8/31の夏季休業・冬季休業・学年末の利用はキャンセルとなります。 |

